

移動通信分野における接続料等と利用者料金 の関係の検証について

令和6年11月19日

事 務 局

- MNOとMVNOとの間のイコールフットリングを確保する観点から、**第二種指定電気通信設備を設置する事業者が設定する接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認**することを目的として、令和4年度より、「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（令和4年11月28日策定。以下「モバイルスタックテスト指針」という。）に基づき、検証を実施している。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（抜粋）

- ＜検証方法＞

- （前略）検証対象サービス等（中略）ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、検証対象サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用（接続料相当額及びその他の設備費用をいう。（中略））を比較し、その差分が利用者料金で回収される（中略）営業費相当額（中略）を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が検証対象サービス等と同等の価格で競合サービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。（後略）

- 令和5年度までに行われたモバイルスタックテストの概要は、以下のとおり。
 - ・ モバイルスタックテスト指針に基づき、本研究会における検討を踏まえ、MVNOから要望が寄せられたサービス等のうち、以下のサービス等を検証対象サービス等として決定。
 - 令和4年度：NTTドコモの「ahamo」（20GB）、KDDIの「povo2.0」（3GB）、ソフトバンクの「LINEMOミニプラン」（3GB）
 - 令和5年度：NTTドコモの「irumo」（3GB及び6GB）、KDDIの「UQ mobile」（4GB）、ソフトバンクの「Y!mobile」（4GB）
 - ・ MNO3社は、検証対象サービス等について、モバイルスタックテスト指針に基づき検証を実施し、いずれも「接続料等」が「利用者料金」を下回っているとの結果を公表。
 - ・ 本研究会においてMNO3社の検証結果の妥当性を確認したところ、検証対象サービス等の利用者料金と接続料等との関係は、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないと考えることが適当とされた。
- 本研究会第八次報告書（令和6年9月12日公表）において、ワイヤレス固定ブロードバンドサービスとのセット割引について、FTTHアクセスサービスとのセット割引と同様に、モバイルスタックテストにおいて考慮することが適当とされたことを踏まえ、総務省において、意見募集を経て、モバイルスタックテスト指針を改定（令和6年11月1日公表）。
- 今年度のモバイルスタックテストは、改定後のモバイルスタックテスト指針に基づいて行うこととする。

時期	令和6年			令和7年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
モバイルスタック テスト指針改定	指針改定 意見公募						
対象サービス等 決定		11/19（本日） ヒアリング① （MVNO等）	ヒアリング② （MNO）	対象サービス等決定			
スタックテスト 実施		ヒアリング対象 ・ テレコムサービス協会 MVNO委員会 ・ IIJ ・ オプテージ		ヒアリング対象 ・ NTTドコモ ・ KDDI ・ ソフトバンク		MNOにおいて スタックテスト実施	
スタックテスト 結果の検証							本研究会において テスト結果の検証

（参考）前回検証時における議論の経過

- 第78回会合（令和5年11月28日（火）） 対象サービス等に関してMVNO等（テレコムサービス協会MVNO委員会、IIJ及びオプテージ）からヒアリング
- 第79回会合（令和5年12月19日（火）） 対象サービス等に関してMNO3社（NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク）からヒアリング
- 第80回会合（令和6年2月1日（木）） 検証の対象サービス等の決定
- 第83回会合（令和6年4月16日（火）） 検証結果の提示